

## スーパー道ぶしん補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、身近な道路を地域住民が相互に協力することにより快適な道路環境を整備するため、地元行政区が行う道路の舗装工事を支援するとともに、住民と協働による道路の維持を目的とした、スーパー道ぶしん補助金（以下「補助金」という。）に関し、矢板市補助金等交付規則（平成14年矢板市規則第18号）に規定するもののほか必要な事項を定め、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「認定外道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路を除き、一般の交通の用に供されている道路であって、市の所有に係るものをいう。

### (補助申請対象者)

第3条 補助金の対象者は、工事を発注する行政区長とする。

### (補助対象道路)

第4条 補助金の対象となる道路は、用地の取得による拡幅を伴わない認定外道路で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 幅員3.0m以上のもの。
- (2) 沿線に居住する者又は土地の利用者を合わせて3軒以上供用しているもの。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、工事に係る費用（消費税及び地方消費税を含む。）の全てとする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、100万円を上限とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、スーパー道ぶしん補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事計画書（別記様式第2号）
- (2) 組織者名簿（別記様式第3号）
- (3) 位置図
- (4) 見積書の写し

2 交付申請の期間は、毎年4月1日から5月31日までとする。ただし、当該期間内の申請で予算に達しなかった場合は、この限りでない。

3 交付申請の回数は、毎年度、各行政区1回を限度とする。ただし、予算の範囲内においては、この限りでない。

(交付の決定)

第8条 市長は、行政区長から前条に規定する申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、内容が適正であると認めて補助金の交付を決定したときは、スーパー道ぶしん補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第9条 前条の規定により交付決定通知を受けた申請者は、第7条の規定による申請内容に変更が生じた場合は、スーパー道ぶしん補助金交付変更申請書（別記様式第5号）に変更内容が分かる書類を添えて市長に提出し、スーパー道ぶしん補助金交付変更決定通知書（別記様式第6号）による決定を受けなければならない。

(工事請負業者)

第10条 工事を請け負う業者は、矢板市内に本社を有し本市に建設工事（ほ装）の入札参加資格を有する業者に限る。

（交付請求）

第11条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、スーパー道ぶしん補助金交付請求書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 工事状況写真（施工前、施工中、施工後）
- (3) 工事費請求書の写し

（実績報告）

第12条 申請者は、事業が終了したときは、遅滞なくスーパー道ぶしん補助金実績報告書（別記様式第8号）に領収書の写しを添えて、市長に報告しなければならない。

（交付の決定の取消し及び返還）

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、スーパー道ぶしん補助金交付決定取消通知書（別記様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

- (1) この要綱に違反する事実があったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (3) 市長の決定を受けないで工事計画を変更したとき。
- (4) 工事の全部又は一部を中止したとき。
- (5) 工事計画書の期限内に工事が完了しなかったとき。
- (6) 補助金を他の用途に使用したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、既に交付

した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができ、スーパー道ぶしん補助金返還通知書（別記様式第10号）により、申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、前項の通知書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

（他の支給制度との重複の禁止）

第14条 この要綱による補助金は、他の支給制度と併用することはできない。

（調査）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、行政区長若しくは関係者への調査を行うことができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。